

# 我が国のハーグ協定加入の経緯と議論 ～ハーグ協定加入への軌跡を振り返って～

意匠課長 山田 繁和

## 抄録

特許庁では2015年5月13日から、意匠の国際登録出願の受け付けを開始いたします。産業界の皆さまは、一通の国際意匠出願で米国や欧州などハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入している多数の国々に出願が可能となります。

ハーグ協定ジュネーブ改正協定は、1999年に成立し、2003年に発行していますが、特許庁では同協定に加入するまでに、我が国の意匠制度と国際出願制度の違いを分析して、産業構造審議会意匠制度用委員会の場において様々な議論を行ってきています。

本稿では、我が国がハーグ協定ジュネーブ改正協定や意匠の国際分類に関するロカルノ協定に加入するに至るまでの議論の内容を解説します。

## I. はじめに

我が国は、2015年2月13日に国際事務局にハーグ協定加入の寄託書を提出し、同年5月13日からいよいよ意匠の国際登録出願を受け付けるとともに、産業界は一通の国際意匠出願で多数の加入国に出願が可能となります。

このハーグ協定の加入によって、我が国の優れた製品デザインがより一層、国際的に周知され企業の国際展開が進むことを期待しています。

意匠の国際登録に関するハーグ協定ジュネーブ改正協定は、1999年に成立し、2003年に発行しています。我が国はハーグ協定ジュネーブ改正協定の外交会議に参加したのち、何度も加入のための議論を行ってきていますが、加入国の少なさから加入を見送ってきていました。

しかし、加入国の増大と我が国産業界のグローバル化、深刻な模倣品問題を背景に2010年からハーグ協定ジュネーブ改正協定への加入を具体化すべく議論を開始し、我が国が協定に加入するための様々な課題について検討を重ね、ハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入するための意匠法改正を2014年4月に行いました。

その後、下位法令や意匠審査基準などの見直しを経て、2015年2月13日に加入手続をし、2015年5月13日に49番目の加入国になります。

今回は、我が国がハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入するに至るまでに議論した具体的な内容を解説します。

## II. ハーグ協定の歴史とジュネーブ改正協定の外交会議での我が国の課題

このハーグ協定の歴史は古く、我が国では普通選挙法が公布された大正14年(1925年)に意匠の国際登録について定める国際条約として作成されています。

その後、1934年に国際事務局に意匠を寄託することで締約国での保護が受けられるよう改正されたロンドン改正協定ができ、1960年には出願人が権利を得たい国を指定できる指定国制を採用し、実体審査国が加入できるように各指定国が国際登録を拒絶できるように改正したハーグ改正協定ができています。

しかし、1960年のハーグ改正協定は実体審査国にとっては国際登録を拒絶できる期間が短く、手続要件なども我が国をはじめ各国との乖離が大きかったことから、実体審査国が加入することはなく、加入国の増加にはつながりませんでした。

このため、1990年代に入ると実体審査国の加入と更なるハーグ協定の発展を目指し、国際事務局は新たな改正協定を作るべく議論を再開し、数年にわたる作業部会の開催を経て、1999年に外交会議を開催し、1999年にジュネーブ改正協定ができています。

このジュネーブ改正協定の議論では、我が国が加入するためには改善してもらい必要がある次のようないくつかの課題があり、作業部会と外交会議で我が国の課題と対応について主張し、改正協定に反映するに至っています。

## (1) 国際公開から国際登録を拒絶できる期間

ハーグ協定改正の議論を開始した1990年代当時のわが国の審査期間は、平均約10か月以上を要しており、改正協定の当初案が国際公開から国際登録を拒絶できる期間が短く、その期間内に審査を終えることが困難であったことから国際登録を拒絶できる期間を伸ばしてもらう必要がありました。

この国際登録を拒絶できる期間の延長は、実体審査を行っている米国や韓国といった国にとっても同様の課題でした。

ハーグ協定改正の議論においては、ヨーロッパを中心とする無審査国は、「国際登録を拒絶できる期間は、できるだけ短いほうがよい」とし、1960年ハーグ改正協定同様に6月とすることを主張しましたが、我が国や実体審査国の主張により、国際公開から国際登録を拒絶できる期間は、12か月とすることになりました。

## (2) 国際出願できる言語と出願人の自己指定の禁止

ハーグ協定は、英語やフランス語、スペイン語といったラテン文字で表すことが可能な言語での出願が認められています。

これは、英語、フランス語、スペイン語を公用語とする国が多く、多数の国が用いる言語を採用していることに起因していますが、我が国にとっては、言語の違いによって審査官の負担が大きく、審査遅延を招く恐れがありました。また、当時、我が国は意匠出願と審査のシステム化を進めているさなかであり、ハーグ協定に加入する場合には言語の違いへの対応も必要でしたが、既にシステム開発が進行していたため、英語等の出願書類には人手を解して対応せざるを得ず、大量の英語書類に対応することは困難と想定していました。

このため、我が国や韓国、ドイツは1960年ハーグ改正協定で認められている出願人が自らの国を指定することを禁止する「自己指定の禁止」の規定の導入を求め、その結果、「自己指定の禁止」は、加入国が任意で宣言できる規定として設けられました。

しかし、結果として我が国が加入するに当たっては、ハーグ協定ジュネーブ改正協定第14条(3)の「自己指定の禁止」は宣言しないことになっています。このことについては後述します。

## (3) 願書記載事項と図面提出要件

ハーグ協定ジュネーブ改正協定では、意匠を表す図面等の提出要件が、我が国と異なり、第9規則において、6図以上の図面の提出を指定締約国は求められないこととして

います。

我が国では、正投影図法に基づく基本6面図の提出を基本とし、第三者においても権利の客体である形態を正しく理解できるよう、作図方法が詳細に定められており、我が国への出願は、正投影図法に基づく基本6面図のほか、使用状態参考図などの意匠の理解を助けるための図面が提出され、おおそ8図の図面数を要していました。

一方、ハーグ協定では「意匠の詳細の全てを明瞭に識別でき、公表できる品質のもの」を提出することとし、作図方法の指定はなく、各締約国の法令に基づいて図面提出要件が満たされていないことを理由に国際登録の効果を拒絶できないとしていたため、実体審査国にとっては、意匠が把握できない場合に拒絶できないといった問題や、作図方法に指定がないため、様々な図法の提出が想定されるため、意匠の認定が果たして可能かどうかの問題がありました。

この問題は米国や韓国も同様であり、実体審査国からは、事務局長への通報により自国が要求する図を特定できるようにすることや国際登録が意匠を完全に開示する上で不十分であることを理由に国際登録の効果を拒絶できるようにすることを要求し、この対応について共通規則に設けられることになりました。

## Ⅲ. ジュネーブ改正協定へ加入のための我が国の検討

### (1) 産業界のハーグ協定加入の機運の高まりと第14回意匠制度小委員会

第14回意匠制度小委員会は、約10ヶ月ぶりに再開し、平成10年法改正や平成18年法改正の総括をするとともに、今後の意匠制度の課題を提示しています。

主な課題としては、デザインによる国際展開支援と保護対象の調和であり、具体的には、ハーグ協定への加入と画像デザインの保護拡充が検討テーマとしてあげられており、これは、我が国企業の意匠出願の海外での取得の増加が進み、グローバルな活動を行っている中、我が国製品デザインの模倣被害を防止しつつ、我が国の優れたデザインの新なる発信とデザインによるジャパンプランドの形成によって、国際競争力を強固なものにしていくことが必要であり、そのためには国際展開の一助となるように、ハーグ協定ジュネーブ改正協定への加入が必要であること、我が国の優れた画像デザインの保護を拡充し、主要国と同様に保護することについて提案しています。

各委員からは、ハーグ協定への加入に関し、以下の主な意見が出されています。

なお、今回は画像デザインの保護拡充の議論については割愛します。

## 〈意匠制度小委員会から出された主な意見〉

- ・加入に際してはメリットの最大化  
 ハーグ協定ジュネーブ改正協定に備わっている様々なユーザーの手続を簡素化する仕組み、例えば複数意匠一括出願などを日本が受け入れることが必要。
- ・現状未加入の国に対して加入を働きかけ  
 中国や米国、ASEAN諸国など、我が国企業が意匠出願を行っている国で現在ハーグ協定ジュネーブ改正協定に未加盟国に加入を促し、産業界の利便性を向上させていくことが必要。
- ・国際出願の使い勝手向上  
 ハーグ協定ジュネーブ改正協定は我が国の意匠出願の手続と異なるため、部分意匠や関連意匠の出願ができないが、これらを可能とし、より使い勝手がよい仕組みに変えていってほしい。
- ・加盟するならば、日本がイニシアティブをどうとれるのか  
 我が国がハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入した場合に、意匠の分野において特許庁はイニシアティブをとり、リードする国となることを望む。
- ・日本の意匠制度の良さの国際の場でのアピール  
 日本の意匠制度の良さと、質のよい審査を行っていることを国際の場でアピールしていくことが必要。
- ・国内出願の極端な減少が生じないような国内法の対応  
 国際出願ができるようになることで、国内出願が極端に減少し、審査負担が増大して審査遅延を招くことのないようにすることが必要。
- ・仲介官庁となること（日本語での対応、単意匠での検索が可能な仕組みの実現）  
 国際出願制度に不慣れな中小企業のためにも、特許庁が仲介官庁になることが必要。

上記の主な意見を踏まえ、意匠制度小委員会では、ハーグ協定加盟に向けた課題の整理と加盟の是非について議論を開始することとし、以後約2年間にわたって検討していくことになりました。

## (2) 第15回意匠制度小委員会でのハーグ協定ジュネーブ改正協定への加入条件の議論

2011年12月に行われた第14回意匠制度小委員会から出された意見を踏まえ、2012年1月に開催した第15回意匠制度小委員会では、我が国がハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入するにあたって、我が国意匠法との違いから法改正を要すると考えられる課題を提示しました。

意匠制度小委員会に提示したハーグ協定加入にあたっての課題とその対応は以下の通りです。

## 1) 意匠の国際登録制度と国際制度との相違による主な課題と対応

### 〈事務局からの提案〉

意匠の国際登録制度と国際制度との相違による主な課題と対応について、以下の5点を提案した。

- ・複数意匠一出願制度について  
 我が国が複数意匠一括出願を受け入れることと、我が国の対応
- ・公開繰延べ制度と早期審査着手（秘密の写しの受理、補償金請求権）について  
 我が国が国際出願において、30か月の公開繰り延べを認めること、審査遅延を発生させないために秘密の写しを受け取って審査を行うこと、国際公開後から我が国で意匠登録を受けるまでの期間の補償をすることへの対応
- ・国際出願に対する新規性の喪失の例外の適用について  
 国際出願にも新規性喪失の例外の適用を認めること、証明書の対応
- ・関連意匠制度、部分意匠制度の対応  
 国際出願にも関連意匠制度、部分意匠制度の出願を可能とすることとその対応
- ・図面等の提出要件の緩和について  
 ハーグ協定ジュネーブ改正協定と我が国の図面提出要件の相違の研究

### 〈意匠制度小委員会から出された主な意見〉

上記の5点の提案に関し、各委員からは、以下の主な意見が出された。

- ・複数意匠一出願については、コストメリットが得られることを望む。また、拒絶理由通知書の送付や補正等の手続は意匠単位とすべきではないか。
- ・国際公開の繰延べについては、国際公開時期の調整ができるので、我が国には公開繰延べ期間を30か月にすることを希望する。ただし、現状、公開繰延べを認めない国もあることから、全ての国で利用できるよう、日本国特許庁から各国に働きかけるべきではないか。
- ・国際出願で公開繰延べを利用した場合と我が国に直接出願した場合とで、権利化されるまでの時間的差が大きくなり、権利をウォッチングする第三者としては潜在的な意匠が潜む危険性があるのではないかと。バランスを考えて我が国の繰延べ期間を決めてはどうか。
- ・新規性の喪失の例外規定は、各国で制度の有無などの差がある。使いやすい制度になるよう、国際的な制度調和を進めるべきではないか。
- ・関連意匠については、国内出願と国際出願との間でも関連意匠として認めることは、公平性が増して良いのではないかと。
- ・図面の提出要件の緩和については、国際調和を図るため

に国際出願ではヘーグ協定に調和し、日本への直接出願は現状の提出要件を維持するのも一案ではないか。

- ・我が国が加盟することで、我が国の制度利用者に新たなリスクが生じないよう、また、制度を利用しない者にもリスクが生じないようにすべきではないか。

上記の主な意見を踏まえ、以下の方向性を実現することを前提として、必要に応じ意匠法等の改正を行い、課題解決していくこととしました。

- ・国際出願の複数意匠一括出願を受け入れる
- ・我が国を指定する国際出願には30月の公開繰延べを認める
- ・国内の出願の意匠審査に遅延を発生させないために秘密の写しの受理を受理する
- ・国際公開後、我が国の審査を経て登録されるまでの間に補償金請求権を認める
- ・国際出願に新規性喪失の例外の適用を認め、証明書を我が国に提出してもらう
- ・国際出願において関連意匠制度、部分意匠制度の利用を可能とする
- ・国際出願の図面提出要件は国内の出願と同様とする

## 2) 意匠の国際登録に関する対応

### 〈事務局からの提案〉

意匠の国際登録に関する対応について、以下の3点を提案した。

- ・国際登録公報・国際登録簿の我が国での発行・管理について  
我が国で審査を経て登録となった場合、意匠公報を発行し、意匠登録簿を作成して管理することへの対応
- ・国際出願手数料について  
国際出願における我が国の手数料と納付方法の対応

### 〈意匠制度小委員会から出された主な意見〉

上記の2点の提案に関し、各委員からは、以下の主な意見が出された。

- ・日本で独占実施権を得た意匠については、日本で公報発行すべきではないか。その際、特許電子図書館での機械翻訳でも構わないので、日本語訳の提供をすべきではないか。
- ・日本独自の原簿管理項目もあるため、国内で原簿管理すべきではないか。
- ・原簿は、国際登録簿は英語だが、質権等の日本独自の項目は日本の原簿で管理し日本語が正文となるため、国内原簿は日本語の正文と英語の参考情報が混じることになると考えられるが、このことで権利に何らかの障害が生じることのないようにすべきではないか。
- ・手数料の納付方法については、ビジネスサイクルの短い

商品もあるので、我が国のように単年制にしてもらうべきではないか。

上記の主な意見を踏まえ、以下の方向性を実現することを前提として、必要に応じ意匠法等の改正を行い、課題解決していくこととしました。

- ・我が国の意匠審査を経て登録となった場合、意匠公報を発行する
- ・我が国の意匠審査を経て登録となった場合、意匠登録簿を作成・管理する
- ・国際出願手数料は、我が国の出願料金と登録料金を勘案して適切な料金とする

## 3) 国際出願の環境に関する対応について、以下の3点を提案した。

### 〈事務局からの提案〉

- ・国際出願において自己指定の認容をすることについて  
国際出願において、我が国出願人が日本を指定できるようにすることへの対応
- ・日本国特許庁が仲介官庁になることについて  
国際出願に不慣れなユーザーのために我が国が仲介官庁となることへの対応
- ・ロカルノ協定への加盟  
意匠の国際分類に関するロカルノ協定に加入することへの対応
- ・ヘーグ協定ジュネーブアクト未加盟国への働きかけについて  
ユーザーの国際展開を支援するために未加盟国の加入を促すことへの対応

### 〈意匠制度小委員会から出された主な意見〉

上記の4点の提案に関し、各委員からは、以下の主な意見が出された。

- ・自己指定の認容については、自己指定するか、しないかは、出願人が選択できることが必要ではないか。
- ・英語の出願（国際出願）が増えるほど特許庁の審査遅延が懸念されることや、大企業は別としても中小企業は英語対応が難しいことが懸念されるため、自己指定の認容については、しばらくは留保すべきではないか。
- ・日本国特許庁は仲介官庁になるべきではないか。また、方式的チェックも行うべきではないか。
- ・ヘーグ協定加盟と同時にロカルノ協定にも加盟すべきではないか。ただし、国際意匠分類は日本意匠分類に比べて粗く、クリアランス調査の作業量が増える。日本はロカルノ協定に加盟し、国際意匠分類の改正を提案すべきではないか。
- ・国際意匠分類を採用したとしても、日本意匠分類は継続すべきではないか。

- ・ハーグ協定未加盟国への働きかけについては、米国、中国、BRICs諸国の加盟を働きかけるべきではないか。

上記の主な意見を踏まえ、以下の方向性を実現することを前提として、必要に応じ意匠法等の改正を行い、課題解決していくこととしました。

- ・国際出願において我が国は自己指定を容認する
- ・特許庁は仲介官庁になり、国際出願を受け付ける
- ・意匠の国際分類に関するロカルノ協定に加入する
- ・ユーザーの関心の高い国々にハーグ協定への加入を働きかける

第15回意匠制度小委員会では、上記の1) 意匠の国際登録制度と国際制度との相違による主な課題と対応、2) 意匠の国際登録に関する対応、3) 国際出願の環境に関する対応を行うことを前提として、早急に我が国はハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入することの了承を得、以後、各個別の課題を深掘して対応策を提示していくこととなりました。

### (3) 第17回意匠制度小委員会

「複数意匠一括出願について」我が国を指定する国際出願に複数意匠一括出願を認め、我が国では意匠ごとに意匠出願とみなすこと、「意匠原簿と国際登録簿について」国債登録簿では管理されない項目もあることから、我が国の審査を経て登録となった場合は、意匠登録簿を作成して我が国ユーザーが閲覧できるようにすること、「国際公開と我が国の登録公報について」我が国の審査を経て登録となった場合は、意匠公報を発行し、物品名など英語の項目も日本語での検索を可能としてユーザーの利便性を図ることを事務局から説明を行い、提案した方向性で了承されました。

事務局からの提案に対し、委員から出された意見の概要は以下の通りです。

〈意匠制度小委員会から出された主な意見〉

#### ①複数意匠一括出願について

- ・複数意匠一括出願の制度を導入した場合に審査が遅延しないような審査体制の整備が重要。
- ・複数意匠一括出願のメリットを享受できるよう、国内出願についても国際出願の検討の内容に合わせた方向性で検討すべきである。

#### ②意匠原簿と国際登録簿について

- ・意匠原簿と国際登録簿の対応の方向性について賛成である。
- ・権利の存否と移転の問題は重要なのできちんと整理する必要がある。

#### ③国際公開と我が国の登録公報について

- ・IPDLにおいて、国内出願の意匠公報と同様の扱いで国

際出願の意匠公報が検索できる環境を整えるべきである。その際、日本の意匠公報と国際登録簿との関係が分かるようにして欲しい。

- ・我が国の意匠公報を英語で発行すること自体はやむを得ないが、日本語による検索を実現できる方策を検討すべきである。

### (4) 第19回意匠制度小委員会

「国際登録の公開と公開の延期(繰り延べ)について」、「部分意匠等の意匠登録出願の国際出願における取り扱いについて」に沿って事務局から説明を行い、資料に示された各論点について、対応の方向性が了承されました。

事務局からの提案に対し、委員から出された意見の概要は以下の通りです。

〈意匠制度小委員会から出された主な意見〉

#### ①我が国を指定する国際出願の公開繰り延べ制度の導入について

- ・公開繰り延べ制度に関しては、公開の延期を最大30か月にすることに特に異存はない。ただ、審査については、遅延を防ぐために公開の延期期間の終了を待たずに、国際事務局から秘密の写しの入手をして審査をあらかじめ進めることを望む。
- ・金銭的請求権に関しても、対応の方向性に特に異存はない。
- ・公開繰り延べは最大30か月を享受すること、補償金請求権の設定について、いずれも賛成である。これは、加盟後ということになろうかと思うが、特に公開繰り延べに関しては、30か月より短い国もあり、あるいは繰り延べ自体が禁止されている国もあるので、そうした国々に今後の課題としては、公開繰り延べ期間を最大30か月に延ばすように働きかけをお願いしたい。

#### ②国際出願で部分意匠出願、関連意匠出願を可能とすることについて

- ・対応の方向性について異論はない。ただ、例えば部分意匠については、国際事務局が運用上認めている図面の記載方法について、ある国によっては運用が異なり拒絶になる可能性があるとのことなので、実際にはそういった不利益が生じないような統一された記載方法になるように国際事務局への働きかけをお願いしたい。
- ・対応の方向性は非常に良い。先ほど関連意匠の中で、韓国がハーグ協定加盟前に国際事務局といろいろ交渉したという話もあったように、日本も加盟前に、国際事務局との交渉は十分に行うことを望む。我々にとって使い勝手のいい制度で、かつ国際的に成り立つ制度を、国内産業の中にも取り入れるような交渉をしていただきたい。今度はいろいろな意味で特許庁には活躍していただ

く必要があると考える。

## (5) 第21回意匠制度小委員会

「国際出願手数料の在り方」、「提出図面の扱い等」「自己指定について」、「事務局から説明を行い、資料に示された各論点について、対応の方向性が了承されました。

〈意匠制度小委員会から出された主な意見〉

### ①我が国を指定する国際出願の自己指定の容認について

・自己指定は、手続と費用の負担がそれぞれ軽減すると考えられるため賛成である。導入に当たっては、ハーグ協定ジュネーブアクトに関する手続の注意点について、特許庁のホームページ上でユーザーに対して分かりやすいガイドライン等を示すなど周知徹底をお願いする。

### ②国際指定手数料について

・個別指定手数料の納付方法と提出すべき図面の要件等について、その方向性に特段異論はない。  
・国際意匠出願について、基本手数料、公開手数料も徴収されることで、結果的に非常に費用がかさむことを懸念している。1件のハーグ国際出願に対する費用負担が妥当な金額になるよう調整していただきたい。

### ③図面提出要件について

・図面の扱いについて、協定の仕組みとして7図以上の図を求めているということだが、例えば動的意匠、特に画像デザインについては動きの前後を図面表現する必要があるため、7図を超えて図面表現する必要性も出てくるのが想定される。その場合に、杓子定規にハーグ国際意匠出願について7図以上を認めないと、動的対応の意匠を十分特定し切れない懸念が生じる。日本への出願に柔軟に対応できるように検討をお願いする。

## (6) 知的財産分科会第2回意匠制度小委員会での報告書のまとめ

2014年1月31日に行われた産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会において、報告書「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」がまとめられ、我が国はいよいよハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入することが認められ、法案を整備して国会に提出することとしました。

以下は報告書において、ハーグ協定ジュネーブ改正協定に関して取りまとめた内容の抜粋です。

「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」

(平成26年2月 産業構造審議会知的財産分科会)

### I. ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に

向けた対応

2. ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に伴う主な論点とその対応

#### (14) 小括

我が国が、ハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入することで、我が国ユーザーにとって手続面や費用面での負担軽減のメリットがあることから、協定の前提とする制度と我が国意匠制度とを調和し、ユーザーがより有効に意匠の国際出願制度を利用することができるよう、我が国意匠制度の在り方について、検討を行ってきた。

検討の結果、主な課題についての対応の方向性を整理することができた。この方向性に沿った形で、ハーグ協定ジュネーブ改正協定への加入を目指した対応を進めることとし、運用等の詳細については、引き続き意匠審査基準ワーキンググループにおいて、検討を行うこととする。

また、ロカルノ協定については、我が国企業がグローバル展開をするにあたり、国際意匠分類は諸外国で発行された公報を利用して先行意匠調査をする際の有効なツールとして期待できることや、ロカルノ協定に加入することで、国際意匠分類の各国との調整や調和を図ることが可能となることから、ハーグ協定ジュネーブ改正協定への加入に合わせ、ロカルノ協定への加入も目指し、対応を進めることとする。

さらに、我が国ユーザーの利便性向上のため、引き続き国際事務局との調整を行うとともに、ハーグ協定やロカルノ協定の同盟総会のみならず、実務者ワーキンググループにも積極的に参加し、我が国の意見を述べ、必要に応じて規則改正等を各国に働きかけていくこととする。

上記の報告書は2014年2月に開催された知的財産分科会に報告され、ハーグ協定ジュネーブ改正協定加入のための意匠法の改正を行っていく方向性を確認しています。

ここに至るまでに3年を要しましたが、漸く我が国がハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入することが決定したのです。

その後、庁内担当部署、外務省、法制局の協力を得て、2014年3月に「特許法等一部改正法案」の一部として意匠法改正法案を国会に提出し、4月には国会審議を行っています。

## IV. その後

我が国は、2014年4月に意匠法改正を行い、5月には意匠の国際登録に関するハーグ協定ジュネーブ改正協定と意匠の国際分類に関するロカルノ協定への加入の国会での承認を得ました。

これに基づいて、2014年9月24日にロカルノ協定に加入し、ハーグ協定ジュネーブ改正協定には2015年2月

13日にWIPO国際事務局に加入書を寄託し、今年5月13日からいよいよ我が国ユーザーも利用できるようになります。

〈関連情報〉

特許庁のHP

[http://www.jpo.go.jp/shoukai/soshiki/photo\\_gallery2015021602.htm](http://www.jpo.go.jp/shoukai/soshiki/photo_gallery2015021602.htm)

外務省のHP

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_001793.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001793.html)

WIPOのHP

[http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2015/article\\_0001.html](http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2015/article_0001.html)

ここに至るまでに、2011年12月から2014年1月までの足かけ4年にわたり、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会の場で我が国のハーグ協定の加入と課題の洗い出し、対処の検討を行い、WIPO国際事務局とも継続的にハーグ協定の規則や細則の改正について交渉を行ってきました。

今後も我が国ユーザーが、我が国の意匠制度や国際出願制度を活用して、国際競争力の強化に資するよう、制度の見直しや運用改善を行っていく予定です。

これは、我が国の製品は、企業の不断努力によって、高度な技術と品質を備え、海外においてデザインが高く評価されて広く世界各国に受け入れられている一方で、我が国製品の模倣は治まっていないことから、まだまだ意匠制度の見直し余地があるのではないかと考えています。

特に、ハーグ協定ジュネーブ改正協定には、中国やASEAN諸国をはじめとして、我が国産業界が進出している国々の加入が予定されていますので、国際出願制度の発展と改善に注視していき、我が国の経験や協力を必要とする国への協力を通じて、ハーグ協定ジュネーブ改正協定への加入国を増やして、我が国企業の海外での意匠権取得の利便性向上に努めてまいります。

このような活動を通じ、我が国の優れた製品デザインが高度な技術と製品の高品質さを海外にアピールし、我が国産業界のデザインによる国際展開がより一層促進することができるよう、我が国企業等のグローバル化と国際展開支援を支えていきます。

## Profile

山田 繁和 (やまだ しげかず)

1990年 特許庁入庁  
 1997年 総務部電子計算機業務課意匠検索システム班長  
 2000年 総務部技術調査課大学等支援普及班長  
 2004年 審査業務部意匠課調査班長  
 2007年 (独)工業所有権情報・研修館人材育成部部長代理  
 2008年 審査業務部意匠課意匠審査機械課企画調整室長  
 2011年 審査業務部意匠課意匠制度企画室長  
 現職に至る